

新型コロナウイルス関連情報

(オーストリアにおける新型コロナウイルス・ワクチン接種義務の一時中止)

新型コロナウイルス・ワクチン接種義務法の実施が一時中止となりました。

1 オーストリア政府は、2月に成立したワクチン接種義務法による接種義務を5月31日まで一時中断することとしました。本決定は、8日に提出された専門家委員会の報告に基づき、現時点で接種義務化措置は均衡を欠くものであると判断されたものです。6月1日以降の扱いは改めて検討の上、決定されます。

2 当初、3月15日以降は接種義務違反の罰則が有効となり、警察による取り締まりの一環として接種証明書の確認が行われる予定でしたが、これが行われなくなります。ただし、接種義務が完全に撤廃されるわけではなく、状況に応じて再び実施される可能性は残されています。専門家委員会は遅くとも3ヶ月後にその時点の状況を報告し、政府としての判断を行うとされています。

3 専門家委員会は報告書の中で、秋に新たな巨大な波が非常に高い確率で発生すると警告し、十分な備えがなければロックダウンを含む大規模な措置を講じなければならなくなると指摘されています。一方、ワクチン接種については、即時の接種義務は必要ないとしているものの、ワクチン接種がコロナ対策の中心的要素であることも明記されています。

4 オーストリアにおける感染者数は依然として高い水準にあります。13日の新規感染者数は約3.8万人でした。新型コロナウイルスによる死亡者はすでに1.5万人を超えており、1日あたりの死者数は1月中旬から増加傾向にあります。引き続き感染予防には十分留意し、政府措置に関するオーストリア発表等に注意してください。

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01)531920

Fax: (市外局番01)5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>